

## ご利用料金について

(令和元年 改定) 特別養護老人ホーム おはら

### お支払い方法

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。お支払いは、原則、金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

### ユニット個室

要介護	①単位	②居住費				③食費			
		1	2	3	4	1	2	3	4
1	644単位/日	820円/日	820円/日	1310円/日	2500円/日	300円/日	390円/日	650円/日	1680円/日
2	712単位/日	820円/日	820円/日	1310円/日	2500円/日	300円/日	390円/日	650円/日	1680円/日
3	785単位/日	820円/日	820円/日	1310円/日	2500円/日	300円/日	390円/日	650円/日	1680円/日
4	854単位/日	820円/日	820円/日	1310円/日	2500円/日	300円/日	390円/日	650円/日	1680円/日
5	922単位/日	820円/日	820円/日	1310円/日	2500円/日	300円/日	390円/日	650円/日	1680円/日

### ユニット個室

(30日)

介護負担割合 1割の場合

要介護	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1	52920円/月	55620円/月	78120円/月	144720円/月
2	54960円/月	57660円/月	80160円/月	146760円/月
3	57150円/月	59850円/月	82350円/月	148950円/月
4	59220円/月	61920円/月	84420円/月	151020円/月
5	61260円/月	63960円/月	86460円/月	153060円/月

### 利用者負担段階

利用者負担段階	対象者
利用者負担第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者
利用者負担第2段階	市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
利用者負担第3段階	市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方
利用者負担第4段階	市民税課税世帯

加算

加算種類	加算要件	利用者負担金(一割)
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間。また、30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様です。	30円/日
日常生活継続支援加算	地域密着型介護老人施設入所者生活介護費を算定していること。新規入居者が1. 要介護4以上の人70%又は認知症症状ある方の割合が65% で職員の中で介護福祉士の割合が15%以上である場合	46円/日
個別機能訓練加算	常勤専従の機能訓練指導員を必要数配置し、個別の機能訓練計画に従って機能訓練を実施した場合	12円/日
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名配置していること	12円/日
栄養マネジメント加算	当施設は必要な体制を整備し、栄養ケアマネジメントを行うこと(管理栄養士の場合)	14円/日
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	6円/一食
経口移行加算	経管による食事摂取の方などに、経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合	28円/日
経口維持加算(Ⅰ)	著しい摂食障害のある方への、経口摂取維持のための栄養管理を実施した場合	400円/月
経口維持加算(Ⅱ)	摂食障害のある方への、経口摂取維持のための栄養管理を実施した場合	100円/月
低栄養リスク改善加算	低栄養「高」の入所者であること 月1回以上、多職種が共同して栄養管理するための管理 食事観察を週5回以上行い、入所者に対して栄養状態・嗜好踏まえ食事・栄養調整等行うこと。	300円/月
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養 又は嚥下調整食の新規導入)再入所後の栄養管理の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成した場合	400円/月
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師から指示の受けた歯科衛生士が介護職員に助言・指導した場合	30円/月
口腔衛生管理加算	歯科医師又は歯科医師から指示の受けた歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月4回以上行った場合	90円/月
入院・外泊時加算	病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合	246円/日
介護職員処遇改善加算	介護給付サービス費・介護給付サービス費加算による料金の合計単位数に8.3%が介護職員処遇改善加算として加算	

その他

特別な食事費用	実費	個人希望の日用品	実費
行事・レクリエーション参加費	実費	エアーマット代	50円/日
理美容代	2,000円/回	契約終了後も居室を明け渡さない場合	20,000円/日

\* その他、日常に必要なものも実費になります。

小合計

加算・その他

請求額

	+		=	
--	---	--	---	--